

うるま市告示第156号

うるま市従業員成長応援支援金給付要綱を次のように定める。

令和8年9月7日

うるま市長 中村 正人

うるま市従業員成長応援支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰により厳しい状況にある市内事業者の生産性の向上、人材確保及び賃上げ原資の確保を図るため、市内事業者が負担する従業員の資格、免許及び技能等（以下「資格等」という。）の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において、うるま市従業員成長応援支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の対象者)

第2条 支援金の給付対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に事業所（支店・工場等を含む。以下同じ。）を有し、当該事業所に常勤で勤務する資格等を取得しようとする従業員（外国人労働者にあつては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する特定技能の在留資格を有する者に限る。以下同じ。）を雇用する事業者とする。

(支援金の対象となる資格)

第3条 支援金の給付対象となる資格等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、汎用性、趣味性の高い資格等は対象外とする。

- (1) 事業を経営する上で取得する必要がある資格等であること。
- (2) 事業の経営に関係し専門性のある資格等であること。

(支援金の対象経費)

第4条 支援金の給付対象となる経費（以下「支援金対象経費」という。）は、資格等の取得を図るために事業者が負担する経費であって、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、支援金対象経費の対象としない。

- (1) 他自治体、団体等からこの告示と同趣旨の補助金又は給付金等を受けるとき。
- (2) 第2条に規定する従業員が資格等を取得できなかったとき。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、支援金対象経費に相当する額とし、従業員1人につき1回限り10万円（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を上限とする。

(支援金対象期間等)

第6条 支援金の対象となる資格等は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに取得したものとする。

(支援金の給付申請等)

第7条 支援金の給付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、従業員成長応援支援金給付事業給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資格等の受験又は受講したことが確認できる書類
- (2) 資格等の取得に要した経費を事業者が負担したことが確認できる書類
- (3) 資格等の取得が確認できる書類
- (4) 常勤で勤務する従業員であることが分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する給付申請の受付期間は、この告示の施行の日から令和9年3月12日までとする。

3 1 事業者につき申請できる人数は5人までとする。

(支援金の給付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、給付の可否を決定し、その旨を従業員成長応援支援金支給・不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の給付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(給付決定の取消し)

第10条 市長は、給付決定者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたと認めたときは、支援金の給付決定を取り消し、従業員成長応援支援金給付決定取消通知書（様式第3号）により給付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支援金の給付の決定を取り消したときは、給付決定者に対し、期限を定めて、支援金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、従業員成長応援支援金返還通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年9月7日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	経 費 の 内 容
受講料	資格等に係る研修の受講に要する経費
受験料	資格等に係る試験の受験に要する経費

注　ただし、テキスト代（受講料又は受験料と明確に区分されている場合に限る。）、振込手数料及び旅費（宿泊費、交通費）は対象外とする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

従業員成長応援支援金給付申請書兼請求書

うるま市長 様

申請者 事業所住所
事業所名
代表者
発行責任者
電話番号
担当者
電話番号

次のとおりうるま市従業員成長応援支援金の給付を受けたいので、うるま市従業員成長応援支援金給付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

資格等	受験者氏名			
	名称			
	受講料	円		
資格等の取得目的や 取得による業務上の効果				
給付申請額		円（千円未満切捨て）		
振込先	金融機関・支店名			
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ ----- 口座名義			
添付書類		(1) 資格等の受験又は受講したことが確認できる書類 (2) 資格等の取得に要した経費を事業者が負担したことが確認できる書類 (3) 資格等の取得が確認できる書類 (4) 常勤で勤務する従業員であることがわかる書類 ※雇用保険被保険者証・在職証明書（その他就労証明書等） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		
支援金と同様の給付金受給（又は受給予定）の有無 （ 有 ・ 無 ）				

注 1 事業者につき申請できる人数は 5 人までとし、従業員 1 人に対し 1 0 万円（1 回限り）を上限とする。

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

従業員成長応援支援金支給・不支給決定通知書

様

うるま市長



年 月 日付のうるま市従業員成長応援支援金申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市従業員成長応援支援金給付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 資格等名称

2 支援金給付の可否 可 ・ 否

3 給付金額 _____ 円

4 給付できない理由

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

従業員成長応援支援金給付決定取消通知書

様

うるま市長 

年 月 日付 第 号で給付決定した、うるま市従業員成長応援支援金については、下記のとおり給付決定を取り消しましたのでうるま市従業員成長応援支援金給付要綱第 1 0 条の規定により通知します。

記

- 1 資 格 等 の 名 称
- 2 給 付 決 定 取 消 金 額 _____ 円
- 3 給付決定を取り消した理由

様式第4号（第11条関係）

第 年 月 日 号

うるま市従業員成長応援支援金返還知書

様

うるま市長



年 月 日付 第 号で給付した、うるま市従業員成長応援支援金については、下記のとおり返還を命ずるため、うるま市従業員成長応援支援金給付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返 還 理 由
- 2 資 格 等 の 名 称
- 3 返 還 を 命 ず る 金 額 _____ 円
- 4 納 付 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで
- 5 振 込 先 下記の口座

口 座 振 込 依 頼	
金融機関及び支店名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口座名義人（フリガナ）	